



# うえの事務所通信 VOL.59 R8.7.31



事務員 R・H

梅雨が明け、本格的な夏の到来に戦々恐々としておりましたが、意外にもさわやかで過ごしやすい朝だなあと思う日も何度かあり、少し拍子抜けしております。ですが油断は禁物、熱中症や夏風邪対策をしっかり行い、健康に努めます。皆様もどうぞご自愛ください。

## 最高 500 万円の罰則化へ！

### 偽造カードを見破る「IC チップ確認」と外国人の適正雇用管理



弁護士 上野俊夫

このたびの熊本県を震源とする地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。今なお不安な日々をお過ごしのこととお察しいたします。一日も早く平穏な日常が戻りますよう、スタッフ一同心よりお祈り申し上げます。

今回の事務所通信では外国人の適正雇用管理について解説いたします。

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（通称 外国人雇用管理指針）が改正され、令和 8 年 6 月 14 日から適用されています。

同指針では、外国人が適正な在留資格を有していることについて、より一層の確認義務を雇用主に負わせています。

今までも、雇用主が外国人を雇用する場合に在留カードを確認しないで雇用し、当該外国人が在留資格を有していなかった場合、不法就労助長罪が適用されてきました。刑は結構重く、今までは「3 年以下の拘禁刑または 300 万円以下の罰金」でした。これが、「5 年以下の拘禁刑または 500 万円以下の罰金」になります。不法就労をさせた場合、働かせた企業も罰せられますし、会社の社長や不法就労に関わっていた総務の方なども罰せられます。その他にも仲介業者、派遣会社なども罰せられることになります。

このような事態に陥らないよう、外国人を雇用する際には在留カードを十分に確認することが必要です。

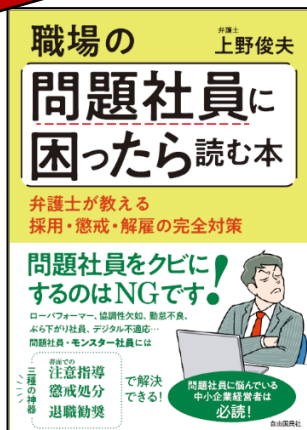
しかし、残念ながら、在留カードが偽造されていることが多いのが実情です。そこで、在留カードについて、できればアプリで確認するのが良いです。アプリで在留カード内に埋め込まれている IC チップを読み取ることによって、在留カードの内容が正しいものであるか（偽造や変造がされていないか）をチェックすることができますので、会社が不法就労に加担する事態にはなりません。

弊所では、今までの一般労務のサポートに加えて、外国人労務のサポートも始めました。外国人労務の相談を受け付ける他、顧問先の皆様へは、在留資格の取得や更新について顧問先様価格にて提供できます。

是非これらのサービスもご活用ください。

## 出版書籍のご案内

重版決定!!



職場の問題社員に困ったら読む本  
弁護士が教える採用・懲戒・解雇の完全対策

著者 : 弁護士 上野俊夫  
出版社 : 株式会社自由国民社  
発売 : 令和7年12月15日  
価格 : 1,900円(税抜)



Amazon 購入ページ  
はこちら

・・・ひとりごと・・・

先日、宇都宮市にある八幡山公園に行ってきました。

この公園は宇都宮市の中心にあり、公園の東西をつなぐアドベンチャーブリッジという吊り橋、小さな動物園、宇都宮タワーなど様々な施設があります。初めて宇都宮タワーの展望台に上ったのですが、宇都宮市内を一望できるのはもちろん、男体山や筑波山を見ることができ絶景でした。天気がよければスカイツリーを見ることができそうですので冬の時期にも行ってみたいと思いました。

こちらの公園は山の中のためアップダウンが激しく、運動不足の私にはかなりの運動量でした。次回までにもう少し体力をつけておきたいと思います！



事務員 N・K

## 出版記念セミナー

書籍出版を記念し、経営者様向けのオンラインセミナーを開催します。  
問題社員を雇わないためのポイントを知りたい方はぜひご参加ください！

### 「モンスター社員を雇わないための採用技術」

日 時: 令和8年8月25日(火)10時~12時  
場 所: Web 会議システム「Zoom」



セミナーへの  
お申込はこちら



上野労務経営法律事務所  
UENO LABOR-MANAGEMENT LAW OFFICE

発行編集責任者 弁護士上野俊夫  
〒374-0024 群馬県館林市本町 2-2-14 アドホック館林 2F  
TEL 0276-56-4736 FAX 0276-56-4735  
EMAIL info@uenolawoffice.com URL https://uenolawoffice.com  
本通信は弁護士職務基本規程における広告に該当します